

4. 基本的人権の確認

各委員の意見	関係資料
<p>おおたにいん 【大谷委員】</p> <p>3、権利条約に確認された従来国内法では明記されていない権利（憲法13条幸福追求権によって認められていたものを含む）について、明文で保障すること。</p> <p>具体的には以下の権利についての規定が不可欠であると思われる。</p> <p>(1) 個人のインテグリティ（不可侵性）の保護</p> <p>権利条約17条は障がいのある人の身体的・精神的なインテグリティ（不可侵性）を尊重される権利を保障しているが、インテグリティの訳については、政府仮訳文が誤訳とも思われる内容であったことから、この訳を検討したうえで、権利として定義し規定する必要がある。</p> <p>(2) 自立（自律）した生活及び地域社会で生活する権利</p> <p>権利条約19条は地域社会で生活する権利を、その内容を含めて具体的に保障している。これを基本法に盛り込むことは不可欠である。</p> <p>(3) 言語（手話）に関する権利</p> <p>権利条約は手話を言語として位置づけ、手話の習得をアイデンティティ形成のための権利として位置づけている。ろう、盲ろうの人の教育についての権利（24条3項b、c）についても関連しているので、その前提としても規定する必要がある。</p> <p>4、権利主体として脆弱な女性および子どもについて、条項を設けること</p> <p>(1) 障がいのある女性</p> <p>権利条約は障がいのある女性が複合的差別を受けていることを認め、第6条のみならず、搾取および暴力虐待からの自由（16条）、健康（25条）、十分な生活水準および社会保護（28条）、障がいのある人の権利に関する委員会（34条）に、各ジェンダーを意識した文言を入れている。よって基本法にもこれを受ける総合的規定が必要である。</p> <p>(2) 障がいのある子ども</p> <p>権利条約は障がいのある子どもについて、一般原則（3条）として障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重およびアイデンティティを保持する権利の尊重を規定し、さらに個別に障がいのある子どもの権利（7条）について規定している。その内容はほぼすでに批准している子どもの権利条約に規定されていることではあるが、わが国は子供の権利条約の批准時に国内法整備としての法を制定しなかったことにより、例えば子供の意見表明権についても明確な規定を有していない。よってこの点についても</p>	

基本法に盛り込む必要がある。

【大 濱委員】

ちいきせいかつ けんり
(2) 各論その1：地域生活の権利

しょうがいしゃ ちいきせいかつ しょうがいしゃじりつしえんほう いか きてい
○ 障害者の地域生活について、障害者自立支援法では以下のような規定があります。

だい じょう じちようそんどう せきむ
第2条 (市町村等の責務)

だい こう しちようそん とくべつく ふく いかおな ほりりつ じっし かん つぎ かなか せきむ ゆう
第1項 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

しょうがいしゃ みずか せんたく ぼしよ きよじゆう また しょうがいしゃも しょうがいじ いか しょうがいしゃとう
一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」とい
ゆう)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、
ひつよう じりつしえんきゆうふおよ ちいきせいかつしえんじぎよう そうごうてき けいかくてき おこな
…必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

こうせいろうどうじょう ひとりひとり しょうがいしゃ ひつよう じかんすう ほりもんけい しきゅうけつてい なんと
また、厚生労働省も、1人1人の障害者が必要とする時間数の訪問系サービスをきちんと支給決定しなければならないと、何度も
じちたい ちゅうい よ
自治体に注意を呼びかけています。

しちようそん きゆうふがく ふたん ちようじかん ほりもんけい ひつよう じゆうどしょうがいしゃ ひつよう じかんすう ほりもんけい
○ しかし、市町村は給付額の25%を負担するので、長時間の訪問系サービスを必要とする重度障害者に、必要な時間数の訪問系
しきゅうけつてい ざいせい おもに しちようそん じりつしえんほう りねん まも ひつよう じかんすう
サービスを支給決定すると、財政にとって重荷となってしまいます。このため、市町村が自立支援法の理念を守らずに、必要な時間数を
しきゅうけつてい じれい ぜんこくてき しょう
支給決定しない事例が全国的に生じています。

いっぽう しょうがいしゃけんりじょうやく いか きてい
○ 一方、障害者権利条約では以下のような規定があります。

だい じょう じりつ せいかつ せいかつ じりつ およ ちいきしゃかい
第19条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン

じょうやく ていやくこく しょうがい ひと たい た もの びょうどう せんたく じゆう ちいきしゃかい
この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で
せいかつ びょうどう けんり みと ていやくこく しょうがい ひと けんり かんぜん きょうゆうなら ちいき
生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域
しゃかい しょうがい ひと かんぜん およ さんか ようい こうかてき てきせつ そち
社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をと
とく つぎ かくほ
るものとし、特に次のことを確保する。

しょうがい ひと た もの びょうどう きそ きよじゆうちおよ だれ せいかつ せんたく
(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する
きかい ゆう なら とくてい せいかつようしき せいかつ ぎむ
機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。

しょうがい ひと ちいきしゃかい せいかつおよ しえん なら ちいきしゃかい
(b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会か
こりつおよ かくりょう ほうし ひつよう ざいたく きよじゆう た ちいきしゃかいしえん
らの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(パ
ーソナル・アシスタンスを含む。)にアクセスすること。

かわしまさとしし ながせおさむし ねん がつ にちづけ かりやく
※川島 聡氏・長瀬 修氏による2008年5月30日付の仮訳による。

しょうがいしゃじりつしえんほういけんせしやうげんこくだん こうせいろうどうしやう きほんごうい い か が
○また、障害者自立支援法違憲訴訟原告団と厚生労働省との基本合意のなかにも以下のように書いてあります。

三 新法制定に当たっての論点

げんこくだん べんごだん りやうしやふだん かたとう かん い か してき
原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

おち しょうがい も しょうがいしや あんしん く しきゆうりやう ほしやう ここ しえん
⑥ どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の
ひつようせい そく けつてい しきゆうけつてい かにてい しょうがいしや さんかく きやうぎ ば せつち

必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、
いこう じゅうぶん はんえい せいど
その意向が十分に反映される制度とすること。

こっこふだんせいど しょうがいていどくぶんせいど はいし ふく ばっほんてき けんとう おこな
そのために国庫負担制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

しょうがいしやきほんほう きてい かいせい
⇒これらのことから、障害者基本法の規定を改正して、

- おち しょうがい も しょうがいしや ひと ちいき せいかつ けんり
・ どんなに重い障害を持っていても、障害者のあるすべての人に地域で生活する権利があること。
- しちやうそん ひとりひとり しょうがいしや ひつよう じかんすう ほうちもんけい しきゆうけつてい
・ そのために、市町村は、1人1人の障害者が必要とする時間数の訪問系サービスをきちんと支給決定しなければならないこと。
- くに ざいせいふだん おこな きむ
・ そのために、国は、きちんと財政負担を行う義務があること。

か なお ひつよう かんが
と書き直す必要があると考へます。

だい じやう しざく きほんほうしん
第8条（施策の基本方針）

だい こう しょうがいしや ふくし かん しざく こう あ しょうがいしや じしゆせい じゅうぶん そんちやう
第2項 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、か
しょうがいしや かのう かぎ ちいき じりつ にちじやうせいかつ いとな はいりよ
つ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければ
ならない。

だい じやう いりやう かいごとう
第12条（医療、介護等）

だい こう くにおよ ちほうこうきやうだんたい しょうがいしや ねんれいおよ しょうがい じやうたい おう いりやう かいご せいかつ
第3項 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活
しえん たじりつ てきせつ しえん う ひつよう しざく こう
支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

かくろん
(3) 各論その2：リハビリテーション

せきすいそんしやうしや びやういんがわ てま ひじやう くら しんりやうほうしゅう やす かんじや びやういん けいえん
○脊髄損傷者のリハビリテーションは、病院側の手間が非常にかかるのに比べて、診療報酬が安いため、患者が病院から敬遠
じゅうぶん う げんじやう
されて十分なリハビリをなかなか受けられないのが現状です。

げんざい けんこうほけん き かんじや ざいいんにつすう なが びやういん しはら しんりやうほうしゅう おおはば へ
○また、現在の健康保険の決まりでは、リハビリ患者の在院日数が長くなると病院に支払われる診療報酬が大幅に減ってしまいま

す。このため、リハビリの効果が十分に現れる前に病院を退院しなければならず、リハビリを続けるには転院を繰り返さなければなら
ない問題も生じています。

○さらに、労災病院など専門の医師がいる病院の統廃合によって、脊髄損傷者のリハビリの拠点も急速に減っています。

○一方で、権利条約では以下の規定があります。

第25条 健康

締約国は、障害のある人が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害のある人がジェンダーを考慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）にアクセスすることを確保するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、特に、

- (b) 障害のある人が特にその障害のために必要とする保健サービスを提供すること。…
- (c) 当該保健サービスを、障害のある人自身が属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで提供すること。

第26条 ハビリテーション及びリハビリテーション

1 締約国は、障害のある人が、最大限の自立〔自律〕、十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力、並びに生活のあらゆる側面への完全なインクルージョン及び参加を達成しかつ維持することを可能とするため、特にピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕を活用して、効果的かつ適切な措置をとる。このため、締約国は、特に保健、雇用、教育及び社会サービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的〔多様〕なサービス及び計画を企画し、強化し及び拡張する。この場合において、これらのサービス及び計画は、次のとおりとする。

- (a) 可能な限り最も早い段階で開始すること、並びに個人の必要〔ニーズ〕及び能力〔長所〕に関する学際的な評価に基づくこと。
 - (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への障害のある人の参加及びインクルージョンを容易にするものであること、障害のある人により任意〔自由〕に受け入れられるものであること、並びに障害のある人により自己の属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで利用されることができること。
- 2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する

しよきくねんおよ けいぞくくねん じゅうじつ そくしん
 初期訓練及び継続訓練の充実を促進する。
 ていやくこく しょうがい ひとむ ほそくぐ ほじょきく およ しえんぎじゆつ しえんきき
 3 締約国は、障害のある人向けの補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕であって、ハビリテーシ
 およ ようい きょうきゅう ちしきおよ しょう そくしん
 ン及びリハビリテーションを容易にするものの供給、知識及び使用を促進する。
 かわしまさとしし ながせおさむし ねん がつ にちづけ かりやく
 ※川島聡氏・長瀬修氏による2008年5月30日付の仮訳による。

⇒これらのことから、障害者基本法の規定を改正して、

- しょうがいしゃ ひつよう じゅうぶん う けんり
 ・障害者には必要なりハビリテーションを十分に受ける権利があること。
 くに しちようそん ひつよう じょうけん せいび ぎむ
 ・国や市町村は、そのために必要な条件をきちんと整備する義務があること。
 か なお ひつよう かんが

と書き直す必要があると考えます。

だい じょう いりよう かいごとう
 第12条（医療、介護等）
 だい こう こくおよ こうきょうだんたい しょうがいしゃ せいかつきのう かいふく しゆとく また いじ ひつよう
 第1項 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な
 いりよう きゅうふおよ ていきょう おこな ひつよう しさく こう
 医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
 だい こう こくおよ こうきょうだんたい ぜんこう きてい いりようおよ けんきゅう かいほつおよ ふきゅう
 第2項 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及
 そくしん
 を促進しなければならない。

【小川委員】

いかれつきよ

1～4について、以下列挙する。

じ こけつてい とう

(1) 「自己決定」等について

げんこうきほんほう じょうだい こう しょうがいしゃ じしゆせい ぶぶん しょうがいしゃ けんりしゆたい めいかく しょうがいしゃ

現行基本法8条第2項での「障害者の自主性」の部分、障害者が権利主体ということをより明確にするために、「障害者
 じりつ じ こけつてい ほししよう めいかく ひつよう
 の自立と自己決定の保障」を明確にすることが必要である。

こじん じょうたい そんちよう ついか

(2) 「個人そのままの状態を尊重すること」を追加

じょうやく だい じょう じょう ほうてきのうりよく こうし しいてき じゅう うば とう きてい ほうかつ じょうやくだい じょう

条約の第12条～14条（法的能力の行使や、恣意的に自由を奪われないこと等）の規定を包括するものとして、条約第17条
 こじん じょうたい もんごん もと しんせつ
 （「個人をそのままの状態…」の文言を基に新設すべきである。

ちいきせいかつ いとな けんり ついか

(3) 「地域生活を営む権利」を追加

じょうやくだい じょう ふ しょうがいしゃ しょうがい もと さべつ う たもの びょうどう ちいき じりつ

条約第19条を踏まえて、障害者は、障害に基づくいかなる差別を受けることなく、他の者と平等に、地域において自立した
 せいかつ いとな しゃかいてきかつどう さんか けんり ひつよう ふく しえん う けん
 生活を営み、あらゆる社会的活動に参加する権利がある。そのために必要なパーソナル・アシスタンスを含む支援サービスを受ける権
 り めいじ しえん ほんにん せんたく どうい もと きかい きんとう ほししよう
 利があることを明示すべきである。この支援サービスは、本人の選択と同意に基づく機会の均等を保障するものでなければならず、か

しょうがい しゅるい ていど せんたくし せいげん もう
つ、障害の種類、程度による選択肢の制限を設けるものであってはならない。

げんごおよ かん けんり ついか
(4)「言語及びコミュニケーションに関する権利」を追加

じょうやくだい じょうとう きてい ふ げんごおよ しゅだん じょうほうほししょう かん きてい けんり かん じょうぶん もう
条約第2条等の規定を踏まえて、言語及びコミュニケーション手段、情報保障に関する規定と権利に関する条文を設けるべきである。

じったいちょうさ もとづ しさく りつあん
(5)「実態調査に基づく施策の立案」について

しょうがいしゃしさく さくてい ひょうか いっぱんこくみん ひかくかのう しょうがいしゃ せいかつじったいちょうさ けっか ふ じょうやくだい じょう
障害者施策の策定とその評価は、一般国民との比較可能な障害者の生活実態調査の結果を踏まえてはならず、条約第31条の
とうけいおよ しゅうしゅう きてい げんじょう かくじつ もと しょうがいしゃ けんり しんがい しさく
「統計及びデータ収集」の規定にそぐわない現状にある。確実なデータに基づかないまま、障害者の権利を侵害するような施策
りつあん ほうせいおこな じったいちょうさ もと しさく りつあん しさく きほんほうしん いち しさくか こんきよ
立案、法制化が行われており、こうした「実態調査に基づく施策の立案」を「施策の基本方針」に位置づけ、施策化の根拠にすべきであ
めいじ
ることを明示する。

【おのうえいん 尾上委員】

きほんてきじんけん かくにん

4. 基本的人権の確認

けんり しゅたい せいかく へんこう しょうがいしゃ じりつ じこけつてい けんり めいき てきせつ

①「権利の主体」としての性格の変更にあわせて、障害者の自立と自己決定を権利の明記とそのために適切な
そち かくほ めいき ひつよう
措置の確保の明記が必要です。

げんこう もくてき だい じょう きほんてきりねん だい じょう はい しゃかいさんか もんごん げんこう
② 現行の目的（第1条）や基本的理念（第3条）に入っている「社会参加」の文言が、現行・
だい しょう しさく きほん しゃかいさんか けんりせい めいき たよう しゃかいさんか てきせつ
第2章「施策の基本方針」ではふれられていません。社会参加の権利性を明記し、多様な「社会参加」のための適切
そち かくほ めいき ひつよう
な措置の確保の明記が必要です。

ちいき じりつせいかつ けんりきてい ひつよう にゅうしょしせつ びょういんなど せいかつ し さべつ
③ 地域での自立生活についての権利規定が必要です。入所施設や病院等での生活を強いられることを差別
きんし しょうがいしゃ ちいきしゃかい ひつよう しえん かつよう じりつ せいかつ おく けんり ゆう
として禁止するとともに、障害者が地域社会で必要な支援を活用しつつ自立した生活を送る権利を有する
めいき ひつよう
ことの明記が必要です。

しゅわ こうてきげんごか ほししょう じょうやく だい じょう ていぎ だい じょう「ひょうげんおよ
④ 手話の公的言語化やコミュニケーション保障については、条約の第2条（定義）と第21条（表現及び
いけん じゅうなら じょうほう ふ しょうがいしゃ みずかせんたく しゅだん ほうほう ひょうげんおよ
意見の自由並びに情報へのアクセス）を踏まえて、障害者が自ら選択する手段、方法によって、表現及び
いけん じゅう じょうほうおよかんが もとう およ つたじゅう ふく ひょうめい こうかてき おこな てきせつ そち
意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）の表明を効果的に行うことができる適切な措置
かくほ めいき ひつよう
を確保することの明記が必要です。